

文教・警察常任委員会

- ◎ 開催日時 平成 27 年 10 月 6 日（火） 10 時 02 分～15 時 03 分
- ◎ 開催場所 第五委員会室
- ◎ 説明員 教育長および関係職員
- ◎ 議事の概要

【教育委員会所管分】

1 付託案件

- (1) 議第 119 号 平成 27 年度滋賀県一般会計補正予算（第 2 号）のうち教育委員会所管部分について

委員からは、学習船「うみのこ」の新船建造事業について、入札不調が発生した要因の一つとして、教育委員会内部で組織的な対応ができていなかったのではないか、新船の建造という大きな事業を進めるのだから、県全体として組織的な体制をしっかりと考えるべきである、これまで説明のあった予算額を上回らないように、また、少しでも一般財源の持ち出しが少なくなるように、交付金の活用なども含め、最大限の努力をしていただきたい、などの意見が出された。

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (2) 議第 119 号 平成 27 年度滋賀県一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議案について

委員からは、子供たちにとって期待の持てる新船「うみのこ」となるよう、これからはしっかりと議会に対して適宜報告を行い、遅滞なく準備を進めてもらいたい、当初の計画より 1 年延長されることになるが、子供たちのために、必ず平成 30 年 4 月から新船の就航が開始されるようお願いしたい、などの意見が出された。

[結果] 全員一致で議第 119 号に対する附帯決議とすることに決した。

(附帯決議)

知事は、平成 27 年度滋賀県一般会計補正予算（第 2 号）第 3 条債務負担行為の補正のうち、第 3 表 2 変更の表中 109 の項および 110 の項に掲げる事項に係る債務を負担する行為をするに当たっては、次の措置を講ずべきである。

- 1 新たな学習船を建造するに際しては、その詳細に関する説明を、適宜議会に対してすること。
- 2 新たな学習船の建造に係る工事の入札が再度不調となることがないように、組織的な体制を構築し、遅滞なく準備を進めること。
- 3 新たな学習船の建造に係る工期を変更はやむを得ないが、建造に係る費用につ

いては現在の予算額を上回らないよう最大限努力すること。

2 所管事項調査

- (1) 平成 27 年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」に関する報告書について（平成 26 年度実績）
- (2) 平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について
- (3) 「（仮称）滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」の骨子案について
委員からは、説明を聞いていると、ここに記載されている施策がどれだけ県民に浸透しているのかが見えてこない、つくることが目的となっているのではないか、などの意見が出された。
- (4) 公益法人等の経営状況説明書（公益財団法人 滋賀県体育協会）について
- (5) 出資法人経営評価の結果（公益財団法人 滋賀県体育協会）について
- (6) 出資法人経営評価の結果（公益財団法人 滋賀県文化財保護協会）について
- (7) 「戦国の近江」魅力発信事業について
- (8) 県立学校における生徒個人票の紛失について
委員からは、校内でなぜこれほど校長に報告するのが遅れたのか、そこは学校の根本的な体質の問題であり、それを改善しない限り、再発するのではないか、などの意見が出された。

3 一般所管事項調査

4 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 平成27年度9月補正予算主要事業調書（教育委員会）
- 2 一般競争入札の公告
- 3 平成27年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」に関する報告書（平成26年度実績）
- 4 「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果の概要および県内の公立学校児童生徒の問題行動の状況について
- 5 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果および県内の公立学校児童生徒の問題行動の状況について（数値データ資料）
- 6 「（仮称）滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」の骨子案について
- 7 「（仮称）滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」骨子案
- 8 出資法人経営評価の結果について
- 9 「戦国の近江」魅力発信事業について
- 10 県立学校における生徒個人票の紛失について